

# 国民体育大会開催基準要項

## 1 総 則

国民体育大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準要項（以下「本要項」という。）を定める。

## 2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

## 3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

## 4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会冬季大会（以下「冬季大会」という。）
- 2) 国民体育大会（以下「本大会」という。）

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

- 1) 冬季大会  
第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会
- 2) 本大会  
第〇回国民体育大会〇〇競技会

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

## 5 回 数

大会は、昭和21年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

## 6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日体協加盟競技団体等（以下、「競技団体」という。）及び会場地市町村を含めたものとする。

## 7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
- 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
- 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則（以下「細則」という。）第1項の要領により開催することができる。